

(案)

名護市地域公共交通計画作成等の進め方について

令和3年7月

名護市役所 企画部

企画政策課

I 名護市地域公共交通協議会の開催について

1. 目的及び手法

地域公共交通計画の作成及び地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項並びにその他これらに関し必要となる事項の協議を実施することを目的とする。協議にあたっては、交通関連事業者のみならず、住民及び利用者の代表者による組織を設置し、協議結果については互いに尊重していくこととしている。

2. 協議内容

(1) 第1回（令和3年7月20日（火））

会議内容

- ①規約の制定について
- ②会長・副会長・監査委員等の選任について
- ③財務規程及び事務局規程の制定について
- ④名護市地域公共交通協議会 令和3年度予算（案）について
- ⑤名護市地域公共交通計画作成の進め方（案）について
- ⑥名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験（無償）（案）について

(2) 第2回（令和3年8月下旬を予定）

会議内容

- ①現状調査・分析手法について
- ②上位関連計画等の説明
- ③名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験について
（ニーズ調査・効果検証の方針、アンケート・ヒアリング調査の実施内容）
- ④久志地区コミュニティバス・デマンド交通実証実験について

(3) 第3回（令和3年10月下旬を予定）

会議内容

- ①ニーズ結果の報告、問題点・課題の検討手法について
- ②アンケート・ヒアリング調査の実施状況について
- ③名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験について（利用状況中間報告）

(4) 第4回（令和3年12月下旬を予定）

会議内容

- ①問題点、課題の検討結果
- ②目標実現のための施策について
- ③パブリックコメントの実施方法について
- ④名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験中間報告
- ⑤久志地区コミュニティバス・デマンド交通実証実験中間報告
（アンケート・ヒアリング結果の報告、地域公共交通計画への反映方針）

(5) 第5回（令和4年2月下旬を予定）

会議内容

- ①パブリックコメントの結果報告
- ②名護市地域公共交通計画（案）について

Ⅱ 業務実施について

1. 地域公共交通計画の作成及びコミュニティバス等支援業務

本市の公共交通におけるニーズの把握及び課題の解消に向けた名護市地域公共交通計画の作成並びに本市内におけるコミュニティバス及びデマンド交通の実証実験実施の業務支援を委託します。

○公共交通計画の作成、コミュニティバス等実証実験業務支援

- ・委託事業者選定方法：公募型プロポーザル
- ・審査日：令和3年5月19日（水）

2. コミュニティバス等実証実験の運行业務

名護市街地及び周辺エリアにおけるコミュニティバスの実証実験に係る運行业務を委託します。また、久志地区におけるコミュニティバス及びデマンド交通の実証実験に係る運行业務を委託します。

(1) 名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験

- ・委託事業者選定方法：指名競争入札
- ・入札予定日：令和3年7月2日（金）

(2) 久志地区コミュニティバス実証実験

- ・委託事業者選定方法：指名競争入札
- ・入札予定日：令和3年8月中旬を予定

(3) 久志地区デマンド交通実証実験

- ・委託事業者選定方法：指名競争入札
- ・入札予定日：令和3年8月中旬を予定

参 考（「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（国土交通省）より）

■「地域公共交通計画」とは？

○「地域公共交通計画」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画です。

○地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）となる「地域公共交通計画」を作成することが必要となります。

○「地域公共交通計画」は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

■地域公共交通計画作成のメリット（一部抜粋）

①地域公共交通政策の「憲法」

- ・「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文。
- ・地域旅客運送サービスの全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答することができる。

②まちづくり施策や観光施策との連携強化

- ・活性化再生法ではまちづくり施策や観光の振興に関する施策と連携した地域旅客運送サービスの持続的な提供について明記。
- ・様々な分野の計画推進につながる取組に発展させることが可能。

③関係者間の連携強化

- ・行政の動きと歩調を合わせた民間の計画を立てることができる。
- ・新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできる。

④交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

- ・単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域内で運行を行う交通事業の連携を促進させ、効率的な地域旅客運送サービスの充実化につなげるための計画。
- ・鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討。

⑤公共交通政策の継続性

- ・計画に目標とその PDCA を位置づけられていることで、定期的なチェックが行われるなどモニタリング機能が働く
- ・突発的な利用者減少や路線廃止などを早期に察知し、対応を検討することが可能。

○地域公共交通計画と乗合バス等の運行費補助の連動化

地域公共交通の維持に対する支援として、国土交通省ではこれまでに「地域公共交通確保維持改善事業」により、乗合バスの運行費等に対し交通事業者へ支援を行ってきた。これまでの補助制度では、法定計画の作成や同計画における補助対象系統の位置づけ等は補助要件として求めていませんでしたが、真に公的負担により確保・維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、活性化再生法の改正に伴い、地域公共交通計画の計画制度と補助制度を連動化することとなったため、今後、補助制度の活用のためには、地域の多様な旅客運送サービスを地域公共交通計画に位置づける必要がある。

名護市地域公共交通計画作成までのスケジュール（案）

[令和3年7月20日現在]

作業項目	令和3年								令和4年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状整理・上位関連計画の整理											
ニーズ把握											
問題点・課題の検討											
目標の実現のための施策の検討											
計画案の作成											
住民利用者等の意見の反映（パブコメ等）											
計画の決定											
名護市地域公共交通協議会の開催											
実証実験（名護市街地及び周辺エリア）											
実証実験（久志地区）											